

【別紙様式】

<p>東海市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。</p>			
事業名	市内大学新型コロナウイルス感染症対策交付金交付事業		
総事業費 (千円)	30,000千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	30,000千円
事業概要	<p>①目的</p> <p>市内大学については、図書館等の大学施設の一般開放や市民対象の講座等の実施による生涯学習機会の創出、大規模災害発生時における大学施設の利用、教育研究活動や学生活動のまちづくりへの還元など、ソフト・ハードの両面から市民生活の質の向上を支え、本市の活力あるまちづくりに大きな貢献をいただいている。</p> <p>こうしたなか、市内大学では、オンライン授業の導入などの新たな教育スタイルの導入や、経済的に困窮する学生への支援に取り組むなど、東海市内での感染拡大の防止に努めながら、将来を担う人材育成等に必要教育活動を継続している。</p> <p>そこで、本市を拠点とする学生の「学びを保障」し、市内の教育水準の維持・向上を図りつつ、市内での感染症の拡大を抑制する環境整備につなげるため、大学が行う新型コロナウイルス感染症対策への支援を実施するものである。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠</p> <p>交付金：星城大学14,000千円＋日本福祉大学16,000千円＝30,000千円 (算定根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・星城大学 学生数1,351人×10千円＝13,510千円≒14,000千円 ・日本福祉大学東海キャンパス 学生数1,571人×10千円＝15,710千円≒16,000千円 <p>※支給要綱の解釈及び運用において、交付金の額は、令和2年（2020年）5月1日現在の在籍する学生数に1万円を乗じて得た額（百万円未満切り上げ）を基に算定した額を上限とすることを定めている。</p> <p>③交付対象</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 交付対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・星城大学 ・日本福祉大学 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 <ul style="list-style-type: none"> ・市内にキャンパスを置く大学 <p>④期待される効果</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応として市内のキャンパスに存する学部又は研究科に在籍する学生のための事業を実施する大学に対し、東海市内大学新型コロナウイルス感染症対策交付金を支給することにより、当該大学によるオンライン授業等の新たな教育スタイルの実施に資する支援を行い、もって市を拠点とする学生に対する学びの保障並びに市内の教育水準の維持及び向上を図りつつ、感染症に対応した環境整備が促進される。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>市内大学新型コロナウイルス感染症対策交付金交付事業は、新型コロナウイルスの感染症のまん延によって、市民生活の様々な場面で影響が出ている中、市内大学に対して交付金を支給することで、当該大学によるオンライン授業等の新たな教育スタイルの実施に資する支援を行い、もって市を拠点とする学生に対する学びの保障並びに市内の教育水準の維持及び向上を図りつつ、感染症に対応した環境整備を促進するために実施するものであることから、本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		